

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告公開草案第 3 号「連結納税制度を適用する場合の中間財務諸表等における税効果会計に関する当面の取扱い(案)」(平成 14 年 7 月 25 日公表)

2. コメント募集期間

- 平成 14 年 7 月 25 日～平成 14 年 8 月 13 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告第 4 号「連結納税制度を適用する場合の中間財務諸表等における税効果会計に関する当面の取扱い」(平成 14 年 8 月 29 日公表)

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL1	全国銀行協会
CL2	(株)三菱東京フィナンシャルグループ 財務政策部

[個人 (敬称略)]

	名前・所属等 (記載のあるもののみ)	
CL3	岡 研三	公認会計士
CL4	草本 利孝	アクサ生命保険(株) ファイナンシャル・レポーティンググループ
CL5	佐藤 真良	公認会計士
CL6	波多野 直子	公認会計士

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

項目	コメントの概要	コメントへの対応
実務対応報告公開草案第3号「連結納税制度を適用する場合の中間財務諸表等における税効果会計に関する当面の取扱い(案)」		
経過措置の適用を受ける場合の取扱い	経過措置の適用を受ける場合の連結納税制度を適用する最初の事業年度が、連結納税の申請年度でない場合について、明らかにして欲しい。	経過措置の適用を受ける場合で、承認申請書を提出した日の属する事業年度の翌事業年度から連結納税制度を適用しようとする場合の取扱いについては、実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」Q16で明示した。
連結納税制度に基づく計算を合理的に行うことができる場合	連結納税の承認を受けていない場合であっても、連結納税制度を適用することが明らかであって、連結納税制度に基づく計算を合理的に行うことができると認められるときには、連結納税制度に基づく計算をすることができるとされているが、「合理的に行うことができると認められるとき」の具体的な判断基準を明らかにして欲しい。	連結納税制度に基づく税効果会計の計算が合理的に行われているとは、連結納税制度に基づいた課税所得の計算や繰延税金資産の回収可能性の十分な検討等が適切に行われていることをいう旨、追加して記載した。

連結納税制度に基づく税効果会計の適用	連結納税制度に基づく税効果会計の適用は、連結納税の承認日ではなく申請日を原則とすべきではないか。	連結納税制度の手続を踏まえた場合、申請から承認まで相当の期間があると認められること、また、承認に至らない場合もありうると想定されることから、連結納税制度に基づく税効果会計は、連結納税制度の承認日の属する（中間）会計期間から適用することが適当と考えられる。
--------------------	--	---

以 上